

規制シート(様式)

150194901470001

平成31年2月27日

規制の名称	教員免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定等	所管府省	文部科学省
根拠法令等	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)、教育職員免許法施行規則、教員資格認定試験規程、免許状更新講習規則、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示、教育職員免許法施行規則第61条の4第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第3条第4号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示、免許状更新講習規則第9条第1項第4号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総合教育政策局教育人材政策課長 柳澤好治
規制目的	教員免許状の授与又は更新に係る課程や講習等を一定の基準で認定すること及び試験を実施すること等により、教師の質を担保し、学校教育の水準の維持・向上に寄与する。		
規制内容の概要	教員免許状授与の所要資格を得させるための課程等又は講習等を開設しようとする大学等は、文部科学大臣の認定又は指定を受ける必要があること、また、認定又は指定を受けた教育課程等を変更しようとするときは、文部科学大臣の承認又は届出等が必要であること等について規定している。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	教育基本法及び学校教育法に定める教育の目的や目標が達成されるよう、学校教育を担う教師は幼児、児童及び生徒の教育をつかさどる職として資質の保持・向上が必要であり、本規制は、こうした教師の質を確保するために必要なものである。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	無		
次の見直し時期	平成35年度		